

【提出期限延長のお知らせ】

障がい第829号
令和8年（2026年）8月4日

障害福祉サービス事業所等の長 様

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課長

令和8年熊本地震による障がい児者福祉施設の災害復旧費補助の協議について（依頼）

令和8年熊本地震で被災した障がい児者福祉施設等について、災害復旧費補助の協議を実施しますので、該当がある場合は、下記3の協議書を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、施設と一体的でない設備（備品・車両等）に対する補助についての協議は、別途実施しますことを申し添えます。

記

1 対象施設

障害福祉サービス事業所等（熊本市内を除く）

※詳細は別添「交付要綱」を参照ください。

2 対象経費

施設本体の復旧工事費及び施設と一体的な設備費（冷暖房工事費）等

※施設ごとの対象経費が80万円未満の場合は補助対象外です。

※賃貸物件の場合は補助対象外です。

3 提出物

- ・協議書（施設）
- ・設計（見積）書
- ・建物配置図
- ・写真

※被災した施設が複数ある場合は、施設ごとに作成ください。

4 提出期限

~~令和8年（2026年）8月17日（月）~~

令和8年（2026年）9月17日（木）

※該当ない場合の回答は不要です

5 提出先

下記リンクの電子申請（LoGo フォーム）より御提出ください。

URL : <https://logoform.jp/form/x4b6/1727997>

※電子申請での提出が難しい場合は、下記担当者にメールで提出してください。



スマートフォンからも
申請できます

6 その他

- ・ 所要額の算定が難しいなどの理由で、期限までの協議書の提出が難しい場合は担当まで御連絡ください。
- ・ 門、困障、構内通路等の外構整備に要する費用及び災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用（借用土地を除く）も補助対象となります。
- ・ 対象経費の詳細などは、県ホームページに掲載している交付要綱等を確認ください。

URL : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/50663.html>

7 留意事項

- （１）今後、交付申請時には被害を受けたことを証する書類等を提出いただきます。よって、被災写真や見積書、契約書、領収書等の書類を保管しておいてください。
- （２）他の国の補助金や保険会社による保険金などを受けている（受ける）場合、その費用を控除した額が対象となります。

企画共生班 担当 木庭、上園

TEL : 096-333-2236

FAX : 096-383-1739

E-Mail : koba-a@pref.kumamoto.lg.jp